

富士河口湖町障害者活躍推進計画

機関名	富士河口湖町
任命権者	富士河口湖町長
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
富士河口湖町における障害者雇用に関する課題	富士河口湖町においては、令和3年度に障害者である職員が退職した影響により、令和4年6月1日時点における実雇用率が1.92%と未達成となっている。 このため、障害者雇用の更なる促進とともに、定着に向けた体制整備や各種取り組みの強化を積極的に行っていく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 (令和7年6月1日時点) 2.6% (参考) 令和4年6月1日時点の実雇用率：1.92% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○定期的な面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○新規に採用した障害者については、定期的な面談により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○必要な措置を講じるにあたっては、障害者からの要望も踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に行うものとする。</p>
(2) 募集・採用	<p>○障害者の採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、応募者の障害特性に配慮した選考方法や職務の選定に努める。</p> <p>○障害者の募集・採用にあたっては、次の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	<p>○短時間勤務制度などの柔軟な勤務時間管理制度の利用促進を図るとともに、時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇などの各種休暇制度の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施し、雇用の安定を図る。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況の把握及び体調に配慮を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病又は事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>